

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

Cocokana works 事業主 内山 佳菜
期間：令和8年5月22日～令和8年8月21日（3ヶ月）
範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

Cocokana works 事業主 内山 佳菜は、令和8年4月22日に近畿運輸局が執行した「表彰状等の印刷及び受賞者名部分筆耕」の一般競争入札において、契約締結後令和8年5月13日に契約の辞退を申し出た。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。